

預けて安心!

自筆証書遺言書 保管制度

全国の
法務局※
で

ご利用いただけます。

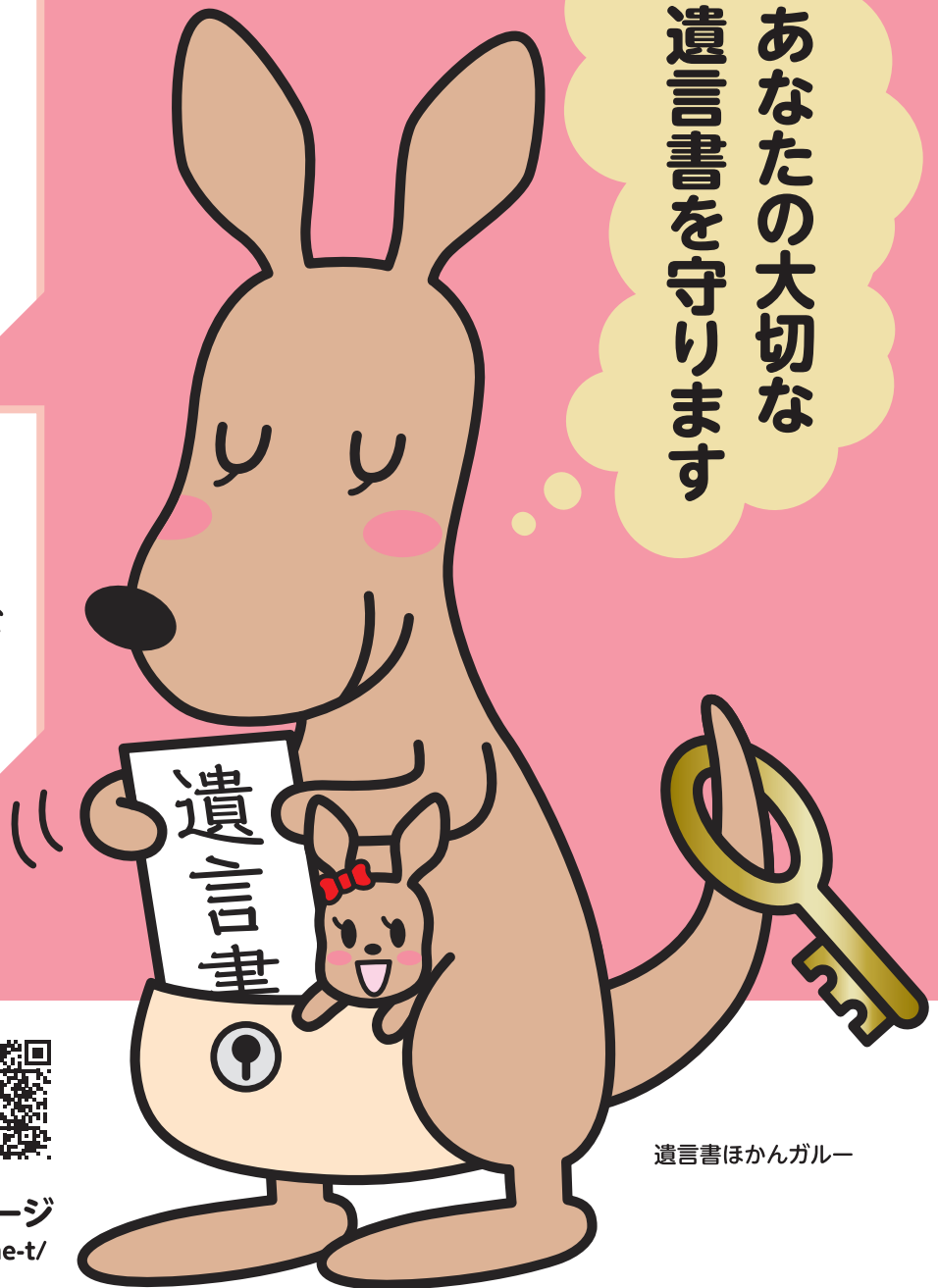
※本局・支局等合計312か所

遺言書の
保管の申請には

3,900円が

かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります



遺言書ほかんガルー

手続には
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

法務省民事局

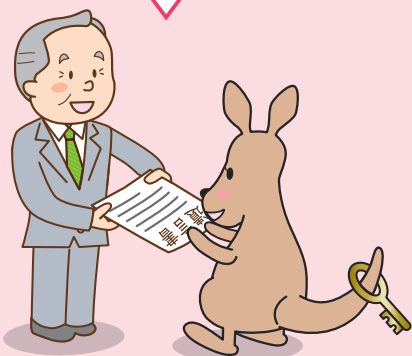
(詳しくは法務省のホームページへ)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- 🔑 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越してください。
- 🔑 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 🔑 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 🔑 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。
- 🔑 亡くなられた後に通知したい方を指定することができます。

保管の申請に必要なもの

- 🔑 自筆証書遺言に係る遺言書
- 🔑 申請書*
- 🔑 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- 🔑 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 🔑 手数料(収入印紙)



※申請書の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html
また、法務局の窓口にも備え付けています。

令和5年10月から
通知先を3名までに拡大



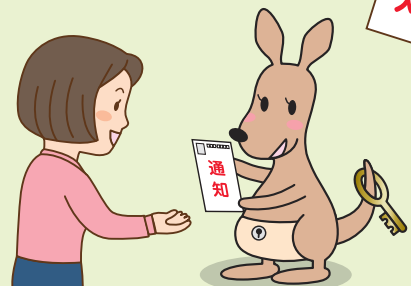
遺言者が亡くなられた後の手続

- 🔑 相続人等は、遺言書の内容の証明書(遺言書情報証明書)の請求や遺言書の閲覧をすることができます。*



※相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合や、遺言書を閲覧した場合に、他の相続人等に通知します。

- 🔑 あらかじめ指定された方に対し、法務局から、遺言書が保管されていることを通知します。



検認不要

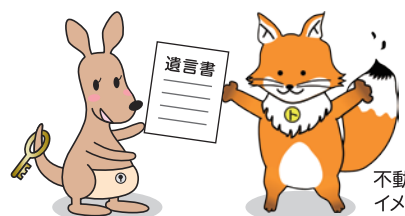
法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- 🔑 保管した遺言書があれば、スムーズに相続登記の申請ができます。

※令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました。



相続登記の義務化
特設ページ



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」